

菊池市教育大綱(案)に関する意見募集の結果及び市の考え方について

菊池市教育大綱(案)について、市民の皆さまからの意見を募集したところ、ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられましたご意見の概要とこれに対する市の考え方について、令和2年3月23日開催の令和元年度第2回菊池市総合教育会議において承認をいただきましたので、次のとおりお示します。

1. 募集期間:令和2年1月21日(火) ～ 令和2年2月19日(水)
2. ご意見の件数等: 23件
3. ご意見の取扱い
 - ①反映……ご意見を踏まえ素案を修正したもの 7件
 - ②補足……ご意見に対して市の考え方で補足説明するもの 3件
 - ③参考……今後の取組の参考とさせていただくもの 11件
 - ④その他……ご質問やご感想、素案以外へのご意見 2件

4. 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	取扱い
1	「文教菊池」の理念「文武両道・廉恥礼節」について 部活動や私立の学校などで、ひとつの志として上のような理念を掲げることにはあり得るでしょう。が、全ての市民を視野に入れるべき公共機関の教育理念とするには普遍性に欠けていると考えます。 「武(スポーツのことでしょうか?)」が嫌いな子どももいます。大胆に「恥」をかきながら成長する子どももいます。得意不得意があること、恥と思わずトライすることを、おおらかな心で見守ることができる市であってほしいです。上の理念は、おとなでも窮屈に感じてしまいます。 1ページの「大綱策定の目的」にもありますように、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。多様性が尊重される時代です。「文武両道・廉恥礼節」というひとつの伝統的な価値観を子どもや市民に求めるのは、そろそろ終わりにしていただきたいと心から願っています。	これまでの10年間、菊池市教育振興基本計画において「文武両道・廉恥礼節」を教育理念とし、「文教菊池」の確立を目指してきました。 「文武両道」教育を「知育、体育」と位置付けし、「廉恥礼節」(廉恥は心清らかで、恥を知る心があることであり、礼節は礼儀と節度のこと)の教育を「徳育」と位置付けて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に、総合的、計画的に取り組んできました。 今回、そのような取組みを継承しながらも、様々な社会状況の変化等に対応していくために、新たに教育大綱を策定するものであり、その中で、新たな基本理念として、『郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教の	③

	また、実際に小中学校でさまざまな特性を持つ子ども達と過ごせば、「文武両道・廉恥礼節」を理念とするのはずいぶんピン트가ずれているとお気づきになることでしょう。ロール・モデルもほぼいない状況ではないかと思えますので、この理念は実現不可能と思われる。 現実的には、子どもの教育については「子どもの権利条約」をもとに、真にグローバルな理念を展開していただきたいです。子どもを主体とした豊かな理念が書かれ、実践されていくことを願っています。	まち菊池』を設定したものです。	
2	基本方針3の案は、地球規模で物事を考える力を養うという事で共感を持てます。しかし、「文武両道・廉恥礼節」という理念については、前時代的だと考えます。		
3	3.「グローバルな人財を育てる」のと「文教のまち菊池」の「文武両道」との関連を知りたいです。		
4	4 基本理念・基本方針 基本理念「文教菊池」の理念「文武両道・廉恥礼節」… 基本方針2 菊池一族をはじめとする… の箇所は 国民主権の今 違和感を感じます。 菊池市人権教育・啓発基本計画(案)現状と課題にも部落差別の問題～さまざまな人権問題(7 ページ～27 ページ)が書いてあるように地球的な規模での色々な出来事が自分たちや子どもたちにも影響する今「多様性、男女共同参画、子どもの権利条約等」からの内容が必要だと思います。 私自身生まれも育ちも菊池です。郷土への誇りは持っています。しばらく他県で暮らした時はより一層強く感じました。誇りというものは 押しつけられるものではなく日々の暮らしの中で居心地がよく 幸せだと感じる事ができれば自ずと湧いてくるものだと思います。郷土の歴史を学ぶ事は大切ですが菊池や菊池一族の事等を世界や日本と関連付けて学ぶ視野の広さが必要だと思います。		

5	「基本理念」で、「文武両道・廉恥礼節」とありますが、特に気になるのが「廉恥」です。具体的に「恥を知る心が強いこと」とはどういうことでしょうか。インターネットで「恥」の意味を調べてみると (https://kotobank.jp/word/%E6%81%A5-114125)、「恥とは、なんらかの比較の基準にもとづく劣位の感情であり、またその劣位の観念でもある。」とあります。市長は様々な場で、多様性を認め合う社会を、と発言されています。「廉恥」の理念を「継承」することは、市長のご発言とギャップを感じますし、今の時代にもそぐわない様に思えます。		
6	「人材」の代わりに「人財」という漢字が使われているのかと思いますが、「人は宝(財産)であるという考え方」と注釈はあるものの、「未来を担う人財」「活躍できる人財」「次代を担う人財」「グローバルな人財」等々を見ますと、「人はそのままで宝である」という意味ではなく、役に立つ人材を求めているように感じられます。 「人財」は、利益を求める企業などで使われている用語ではないでしょうか？市民社会ではあまり使われていない「人財」を、わかりやすい「市民」や「子ども」に置き換えてもよいのではないかと思います。	「人財」については、人は「材料」でなく、人は「宝(財産)」という考えで、「財」を用いています。 そのため「人は宝(財産)であるという考え方」と注釈に記載していますが、「人財」をより分かりやすくするために、「人を大切にしたいという考え方」を追加します。	②
7	「人財」の表記について 宝(財産)という気持ちは分かりますが、どうしても貨幣的・経済的なイメージが先行してしまいます。「人材」あるいは「市民」「人」「子ども」などの言葉でよいのではないかと思います。		
8	「基本方針1 子どもの生きる力を育てる」の中で「人財」という言葉が繰り返し使われています。「人は宝」という注意書きはありますが、「人財」という言葉は企業でよく使われており、「役に立つ人間」というイメージが強く感じられます。すべての子どもが大切にされなければならないという観点から、ほかの表現にして頂きたいと思います。		

9	「基本方針2 郷土を愛する心を育てる」の内容について 子どもも市民も、自分が持っているものとは異なる世界観や価値観にふれ、いろいろな角度から、客観的、批判的に物事を見たり考えたりする姿勢を身につけていくことが学習だと考えます。 愛着や誇りは、それぞれの内面に自然発生的に生まれてくる心情です。「郷土への愛着を育み、郷土に誇りを持った人財を育成するため、菊池一族をはじめとする郷土の歴史教育の充実と(後略)」とありますが、子どもや市民の心情を一定の方向に導くことを教育方針にした場合、「洗脳」に近いことになりかねない、と危惧します。	郷土愛については、教育基本法第2条 教育の目標の一つに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」と定められています。 本市においても、子どもから大人まですべての市民が「ふるさと菊池」を愛し、その良さを受け継ぎながら、よりよい未来を拓いていこうというものです。	③
10	郷土愛が強調され過ぎではないかと感じました。たくさんの外国の方や違う地域からの流入の考え、居住地のよさや伝統に学ぶというようないろんな立場を考慮した視野の広い表現が必要だと感じました。文武両道に関してもいろいろな多様性の求められるこれからの社会にあってないのではないかと不安です。これからの AI ロボティクスの襲来で雇用体制が根底から覆される時代が目の前に来ているのに全くそぐわないです。これから求められる人材を本気で育てるには、逆転の発想、やりたいこと興味のあることの追求や人が注目しないようなことでも研究しようとする新しい力が時代を変えていくのではないかと考えます。本気で菊池から人材を出したいなら思いきった子どもの未来が開ける大綱にする必要があります。菊池市、熊本、日本ひいては世界に羽ばたく子どもの育成を見据え、もっと柔軟で他の市町村から称賛されるようなものにぜひチャレンジしていただきたい。		
11	菊池一族については、解明されていないことが多いと聞きます。また、戦前から戦時中に「菊池精神」が戦意高揚に大いに利用されたこと、戦後には一転して否定的な捉え方をされたことについては、まだ総括できていない段階です。郷土の歴史として菊池一族について科学的に教育するのは簡単なことではなさそうです。	「菊池一族をはじめとする…」については、菊池の長い歴史の中での、一つの例示として記載していましたが、「郷土への愛着を育み、郷土に誇りを持った人財を育成するため、本市の豊かな自然や歴史、伝統文化を学ぶ機会の拡充に努めます。」に修正します。	①

12	菊池の歴史 菊池一族は菊池にとって歴史的に大きな位置を占めるとしていますが、他にも太古からの様々な歴史があり、「菊池一族をはじめとする」の言葉は特に表記しなくてもよいのではないかと思います。		
13	「基本方針2」にある「菊池一族をはじめとする」という文言は無くてもいいと思います。		
14	基本方針 2 で、「郷土を愛する心を育てる」とありますが、「郷土」、特に菊池一族にこだわり過ぎているように感じられます。「グローバルな視点」、「グローカルな人財」と逆行しているように思えます。		
15	1.「子供の生きる力…」「子供」→「子ども」 「子どもの権利条約」を菊池市民・特に行政・教職員は学習する必要があると思います。	文部科学省では平成 25(2013)年から「子供」の表記に統一しています。 しかしながら、最近では「子ども」についても広く使用されていますので、通常多く使われている「子ども」に修正します。	①
16	「子供」の表記について 文科省では通達により 2013 年より「子供」の表記に統一する。となっているようですが、「供える」「お供する」の意味がある「供」を使うより、子どもの人権条約でも使われている「子ども」の表記を使った方がよいのではないかと思います。		
17	「多文化共生、豊かな学力…」 年号を西暦、世界共通のものにしてほしいです。 又は〇〇2 年(年)と併記	年号は、より分かりやすくするため、ご指摘どおり和暦と西暦の併記に修正します。 (例) 令和 2(2020)年度と併記	①

18	障害を持っていたり、外国籍を持っていたりする子どもへの配慮も必要なのではないかと思えます。子どもの貧困への対策もお願いできたらと思います。	基本方針1 に含んでいます。具体的な施策については、今後策定する教育振興基本計画の中で検討させていただきます。	③
19	人間の生きる力、学力の土台は、就学前から身についていくもの、「学校・家庭…」のはじめに、保・幼を入れることが大切だと思います。		
20	基本方針3 保護者の所得によって、子どもの学力の保障に差をつけるような人財の育て方は、一考を要すると思います。	具体的な施策については、今後策定する教育振興基本計画の中で検討させていただきます。	③
21	「SDGs の達成に向け」という文言があって、大切なことだと思います。しかし、子どもの貧困が社会問題になる中での「質の高い教育をみんなに」という目標へのアプローチやジェンダーギャップ指数が 153 か国中 121 位という現実を踏まえての「ジェンダー平等を実現しよう」の目標に対するアプローチが大綱案のどこにも見られません。どこかに入れて頂きたいと思います。		
22	子どもに関わる部分で 子どもが能力や特性、性別、家庭的・経済的な問題にかかわらず、安心して学べるように、「子どもの権利条約」を礎とした大綱になりますようにどうぞよろしくお願いいたします。	今後策定する新たな教育振興基本計画の参考にさせていただきます。	④
23	「基本方針」の1で、「子供の生きる力を育てる」とあります。こどもの生きる力を育てることに关しては、理解できます。しかし、今の子どもたちは、習い事や親の働き方に影響を受け、食事もゆつくりとれないような状況にあるようです。まず、基本的な生活ができることが最も大切なことだと思います。そのような基本的な生活を抜きにしては、本当の学力もつかないと思いますし、新しい時代に対応できるような生きる力を育てるのは難しいのではないのでしょうか。したがって、基本的な生活ができること、ゆとりある生活時間を保障することが最優先だと思います。		